告　示　第１２７８号

令和８年１１月１９日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央

鹿児島都市計画事業谷山第三地区土地区画整理審議会委員の選挙期日について（公告）

土地区画整理法施行令（昭和３０年政令第４７号）第１９条の規定により、鹿児島都市計画事業谷山第三地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日を令和９年２月２１日と定めたので公告します。

なお、当該選挙において選挙権を行う者を確定する必要があるため、鹿児島都市計画事業谷山第三地区土地区画整理事業施行条例（平成２３年条例第８号）第２６条第２項の規定により、令和８年１２月９日から令和９年１月２５日までの間、当該施行地区内の借地権についての申告又は届出の受理を停止します。